

教育時事 3 テーマ解説

1 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～

(答申)(令和4年12月)

第Ⅱ部 各論

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力

(1) 教師に求められる資質能力の再整理

教師に求められる資質能力については、平成29年3月に策定された「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」においても、指標に盛り込むべき内容に係る観点として、

- ・ 教職を担うに当たり必要となる素養（倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲及び研究能力）
 - ・ 教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項（カリキュラム・マネジメントによる教育活動の充実、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情報手段や教材・教具、情報機器の活用を含む。）
 - ・ 学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項
 - ・ 幼児理解、児童理解、生徒理解及び生徒指導・キャリア教育に関する事項（いじめ等児童生徒の問題行動への対応、不登校児童生徒への支援、情報モラルに関する理解を含む。）
 - ・ 特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項（障害のある幼児、児童及び生徒への指導を含む。）
 - ・ 学校運営に関する事項（学校安全への対応、家庭や地域社会との連携及び協働、関係機関及び学校間の連携・接続を含む。）
 - ・ 他の教職員との連携及び協働に係る事項（若手教員の育成を含む。）
- が列举された。

一方、令和3年答申が示した教師像を、「教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている」と示していること、また、具体的に必要な資質能力として、ファシリテーション能力やICT活用指導力等が挙げられていることなども踏まえ、構造的に再定義する必要がある。

その際、各資質能力を表す具体的な能力の記述（能力記述文）については、単なる知識（概念）の

理解にとどまらず、可能な限り、「～しようとする」「行動できる」「説明できる」といった意欲や行動レベルで、できるだけ簡潔に記載することが重要である。ただし、法令に基づく指針上の記述は大綱的なものとどめ、具体的な資質能力や、能力記述文については指針とは別に定めることで、状況の変化に柔軟に対応できるようにするべきである。

こうした考え方を踏まえ、文部科学省は、令和4年8月31日に指針を改正した。その中では、各自治体が指標の内容を定める際の柱を、以下の5項目に整理した。

- ①教職に必要な素養
- ②学習指導
- ③生徒指導
- ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
- ⑤ICT や情報・教育データの利活用

また、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容」については、別に定めた。

今後、任命権者たる各教育委員会においては、改正された指針を参酌しつつ、地域の実情に応じ、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の変更など必要な見直しを行うことになる。また、変更する場合には、教育公務員特例法に規定する協議会での協議が必要になる。

2 教育振興基本計画

新たな教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）			
我が国の教育をめぐる現状・課題・展望	教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行） ▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す 羅針盤 となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み		
	【社会の現状や変化】 ・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・こども基本法 等		
第3期計画期間中の成果		第3期計画期間中の課題	
・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善 ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備 ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等		・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加 ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低さ 等	
次期計画のコンセプト			
2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成		日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上	
・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて 自らが社会の創り手 となり、課題解決などを通じて、 持続可能な社会 を維持・発展させていく ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて イノベーション につなげる取組や、一人一人の 生産性向上 等による、 活力ある社会の実現 に向けて「 人への投資 」が必要 ・ Society5.0 で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成		・多様な個人それぞれが 幸せや生きがい を感じるとともに、 地域や社会が幸せや豊かさ を感じられるものとなるための教育の在り方 ・幸福感、 学校や地域でのつながり 、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福感と獲得的幸福感のバランスを重視 ・ 日本発の調和と協調（Balance and Harmony） に基づくウェルビーイングを発信	
※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。			
今後の教育政策に関する基本的な方針			
① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成		② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進	
・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証 ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進 ・グローバル化の中で 留学等国際交流 や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進 ・リカレント教育を通じた高度人材育成		・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による 多様な教育ニーズへの対応 ・支援を必要とする子供の 長所・強みに着目 する視点の重視、 地域社会の国際化 への対応、 多様性、公平・公正、包摂性（DE&I） ある 共生社会の実現 に向けた教育を推進 ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上 人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者	
DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、 第1段階から第2段階への移行 の着実な推進		④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	
		教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、 教育データの分析・利活用 の推進	
		デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ	
⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話			
学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保		NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保	
		各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等	

1

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
 - ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
 - ・学修者本位の教育の推進
 - ・文理融合・文理融合教育の推進
 - ・キャリア教育・職業教育の推進
 - ・学校施設間・学校と社会の接続の推進
- ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
 - ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
 - ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
 - ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策
 - ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理融合・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校施設間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学習時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道德教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けたいと思う児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘、育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

2

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別的教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特別校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この1年くらいに生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいに自分の学習を通して得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の健康、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・教壇・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中途退学者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文部科学省の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

3

3 生徒指導提要改訂

※東京都教育庁資料（令和4年12月）

Digital leaflet
for
teachers

NEXT

キーワード「積極的な生徒指導」「生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援」

「生徒指導提要（令和4年12月）」のポイント（基礎編）

学校における生活指導の一層の推進や、自分自身の対応力の向上に向けて、「生徒指導提要」の趣旨や、課題等の改善に向けたポイントについて、共通理解を図りましょう。

生徒指導の
定義と目的

GO!

生徒指導の
構造
(2軸3類4層構造)

GO!

児童生徒の
権利の理解

GO!

生徒指導と教育相談
が一体となった
チーム支援

GO!

Let's
CHECK!

GO!

表記は、生徒指導提要Ver.1.0.0に基づいています。

令和4年12月 東京都教育庁指導部

Ver.1.0

生徒指導の構造（2軸3類4層構造）

生徒指導提要

TOP

BACK

NEXT

生徒指導と言うと、課題が起きたことを認知したらすぐに対応する（即応的）、あるいは、困難な課題に対して組織的に粘り強く取り組む（継続的）というイメージが今も根強く残っています。しかし、起きてからどう対応するかという以上に、どうすれば起きないようにするのかという点に注力することが大切です。

時間軸に注目すると

2軸

即応的
継続的
(リアクティブ)
生徒指導

常態的
先行的
(プロアクティブ)
生徒指導

課題性と**対象の種類**から分類すると

3類

困難課題対応的
生徒指導

課題予防的
生徒指導

発達支持的
生徒指導

生徒指導の

第4層

困難課題対応的
生徒指導

第3層

課題早期発見対応

第2層

課題未然防止教育

第1層

発達支持的
生徒指導

対象

特定の児童生徒

一部の児童生徒

全ての児童生徒

生徒指導の4層構造

いじめ対応 暴力行為 自殺予防 中途退学対応 不登校対応 性被害・性暴力

具体的には・・・アイコンをクリック！

困難課題対応の生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行います。

課題予防的の生徒指導：課題早期発見対応

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。

課題予防的の生徒指導：課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的教育プログラムを実施します。

発達支持的の生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。

児童生徒の権利の理解



児童生徒の基本的な権利に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育を行うためには、「児童の権利に関する条約」や「子ども基本法」について、基本理念の趣旨等の理解を深める必要があります。

「児童の権利に関する条約」

日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。
この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指します。
児童生徒の基本的な権利に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われることが求められています。

四つの原則

生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。

- ① 児童生徒に対するいかなる差別もしないこと
- ② 児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること
- ③ 児童生徒の命や生存、発達が保障されること
- ④ 児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること



いじめや暴力行為は、児童生徒の権利を侵害するばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。

「子ども基本法」

令和4年6月に公布された「子ども基本法」においては、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進すること」が目的として示されています（第1条）。併せて、以下のような本法基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められます。

基本理念の主な記載

- ① 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的権利が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。（第3条第1号）
- ② 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。（第3条第2号）
- ③ 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。（第3条第3号）
- ④ 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。（第3条第4号）

生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

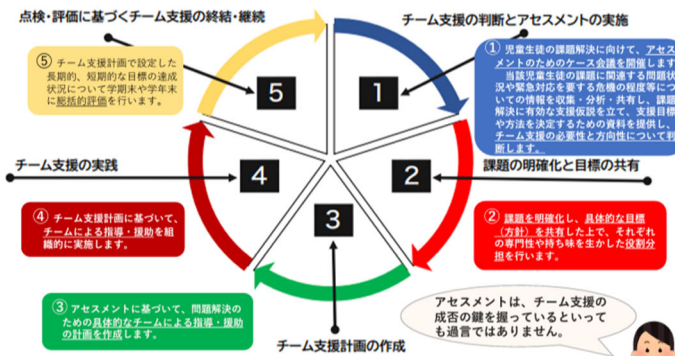


担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がります。

チーム支援のプロセス

(困難課題対応の生徒指導及び課題早期発見対応の場合)

児童生徒一人一人への最適な指導・援助が行えるように、生徒指導、教育相談、キャリア教育、特別支援教育など、それぞれの分野の垣根を越えた包括的な支援体制をつくることが求められます。



BPSモデル

アセスメントには、多種多様な方法がありますが、その中でも、心理分野・精神医療分野・福祉分野等で活用されているアセスメントの方法として、生物・心理・社会モデル（BPSモデル）を挙げることができます。

コラム 東京都教育委員会は、ガイドブックを作成し、BPSモデルを活用したアセスメントを掲載
東京都教育委員会は、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」において、BPSモデルを活用したアセスメントとして、「身体・健康面」「心理面」「社会・環境面」という3観点を示しています。



三つの観点には重なり部分があります。
例えば、情緒不安定などは、「身体・健康面」と「心理面」の両方の観点から重なっている場合がありアセスメントを行う際は、要因の多様さと複雑さを理解することが大切です。

「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」東京都教育委員会(2018) 第1章

4 各種統計

※児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

(情報活用能力調査 (令和3年度実施) の速報結果【令和4年12月】)

問題調査から見た児童生徒のレベル別割合				2
1.問題調査の結果から児童生徒の情報活用能力を得点化し、9つのレベルに分類した。 2. 小学校<中学校<高等学校と校種が上がるにつれて得点が高くなる傾向が見られた。				
レベル ※1	各レベルの児童生徒の割合 ※2	調査の結果を基に想定できる各レベルの児童生徒が身に付けている情報活用能力の例 ※3		
レベル9 (669点以上～)	高	9.7%	① アプリケーション、システム、デジタルの特徴を理解している ② 他人の主張に関する根拠を見つけることができる / 複数の条件に応じて、複数の情報を検索し、選択できる ③ 反復処理を含むプログラムの実行結果を想定しながら修正できる ④ 不適切な情報を受信せずに、個人情報や著作権を保護しながら発信できる	
	中	1.9%		
	小	0.1%		
レベル8 (622点～669点)	高	14.5%	① 全角・半角・英字・数字・記号などを使い分けて入力できる ② 複数の条件に応じて、複数の情報を選択できる / 目的に応じて、グラフを選択し、修正できる ③ 複数の条件分岐を含むプログラムを理解している / 目的に応じて、フローチャートを考えることができる ④ 不適切な情報発信を指摘できる	
	中	5.9%		
	小	0.4%		
レベル7 (572点～622点)	高	20.4%	① ホームページ等を管理するためのアカウント権限を設定できる / ファイルサイズの削減などができる ② 信頼できる根拠を選択できる / データの矛盾点を指摘できる ③ 目的に応じて、反復処理のプログラミングができる ④ コンピュータウイルスの感染対策ができる / 公開してはいけない記事の判断ができる	
	中	13.1%		
	小	1.8%		
レベル6 (524点～572点)	高	21.9%	① 目的に応じて、アプリケーションを選択し、操作ができる ② 目的に応じて、情報を整理することができる / 複数の事象を示した図を読み解くことができる ③ 分岐処理のプログラムの実行結果を考えることができる / プログラムの不具合から修正すべき箇所を見つけることができる ④ デジタル情報の発信に関わる肖像権、著作権等の権利やそれらを守る方法を理解している	
	中	21.9%		
	小	6.4%		
レベル5 (480点～524点)	高	17.4%	① 指定されたフォルダへファイルに名前を付けて保存できる / クラウド上の編集権限を設定できる ② 目的に応じて、情報を図、表、グラフに示すことができる ③ 分岐処理のプログラムをフローチャートに直すことができる ④ コンピュータウイルス感染の原因について理解している	
	中	24.9%		
	小	15.6%		
レベル4 (417点～480点)	高	9.3%	① 指示に従って、アプリケーションを選択し、操作ができる ② 複数のページに書かれている情報を要約できる ③ 簡単な分岐処理のプログラミングができる ④ 自分の情報を守ったり、健康に留意したりしながら情報端末を使うことができる	
	中	17.8%		
	小	25.8%		
レベル3 (381点～417点)	高	4.1%	① 指定されたフォルダを選択できる / ファイルの共有範囲を設定できる ② 複数の条件に応じて、情報を選択し、見いだした特徴を基に分類できる ③ 条件に応じてフローチャートを修正したり、情報処理の手順を図で表したりすることができる ④ SNSの特性や著作権違反となる行動を理解している	
	中	9.2%		
	小	23.6%		
レベル2 (329点～381点)	高	1.8%	① 指定された手順通りに画像の挿入ができる ② 複数の条件に応じて、情報を選択し、比較して特徴を見つけることができる ③ 簡単な反復処理のプログラミングができる ④ 情報には権利があることを理解している	
	中	3.9%		
	小	15.9%		
レベル1 (～329点未満)	高	0.9%	① ドラッグ&ドロップなどのコンピュータの簡単な操作ができる ② 簡単なグラフや表から情報の読み取りができる / 指示された情報の比較ができる ③ 簡単な順次処理のプログラミングができる ④ IDとパスワードの重要性を理解している	
	中	1.3%		
	小	10.4%		
※1：調査を行った全児童生徒の平均点は500点に換算している。また、得点の上限や下限は存在しない。 ※2：小・中・高それぞれ校種について、割合の合計を100%として計算している。ただし、四捨五入の関係で、中学校の割合は合計しても100%とならない。 ※3：児童生徒の到達しているレベルより下のレベルの特徴は身に付けていると考えられる。				① 基本的な操作等 ② 問題解決・探究における情報活用 ③ プログラミング ④ 情報モラル・セキュリティ

キーボードによる1分間あたりの文字入力数

7

目的 児童生徒のICT機器（端末）の基本的な操作等の実態を確認

- 概要**
- 解答者数：小5（4,480人）、中2（4,837人）、高2（4,882人）
 - 出題文章：総文字数285文字（ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベット等の組合せ）
※全校種に同じ課題文を出題
 - 入力時間：3分間

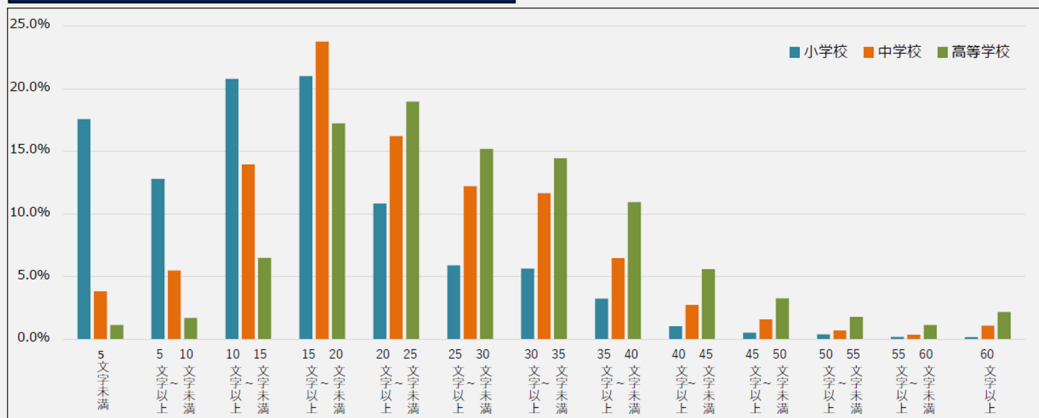
結果のポイント

- ✓ キーボードによる1分間あたりの平均文字入力数は、小学校 15.8文字、中学校 23.0文字、高等学校 28.4文字であった。
- ✓ キーボードによる1分間あたりの文字入力数が15文字未満の児童生徒の割合は、小学校 51.2%、中学校 23.3%、高等学校 9.3%であった。

1分間あたりの文字入力数	小学校	中学校	高等学校
平均値（文字）	15.8	23.0	28.4

文字入力数	5文字未満	5~10	10~15	15~20	20~25	25~30	30~35	35~40	40~45	45~50	50~55	55~60	60文字以上
小学校 (%)	17.6	12.8	20.8	21.0	10.8	5.9	5.6	3.2	1.0	0.5	0.4	0.2	0.2
中学校 (%)	3.8	5.5	14.0	23.8	16.2	12.2	11.7	6.5	2.7	1.6	0.7	0.4	1.1
高等学校 (%)	1.1	1.7	6.5	17.2	19.0	15.2	14.4	10.9	5.6	3.3	1.8	1.1	2.2

1分間あたりの文字入力数の分布（%）



※子供の学習費調査

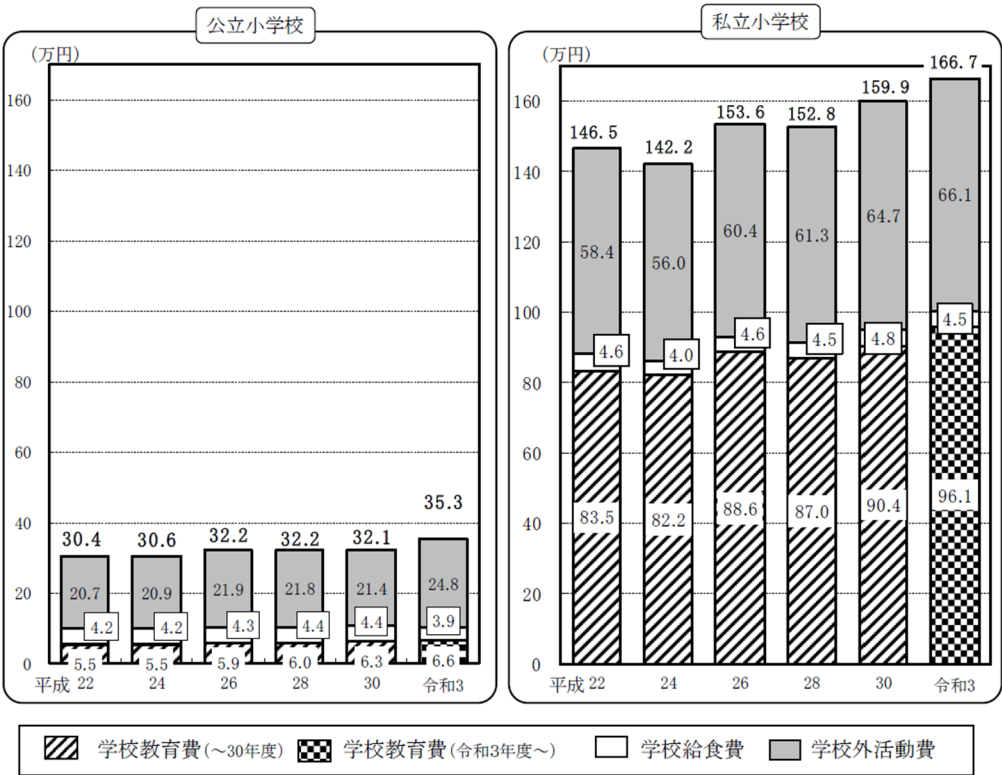
(結果の概要-令和3年度子供の学習費調査【令和4年12月】)

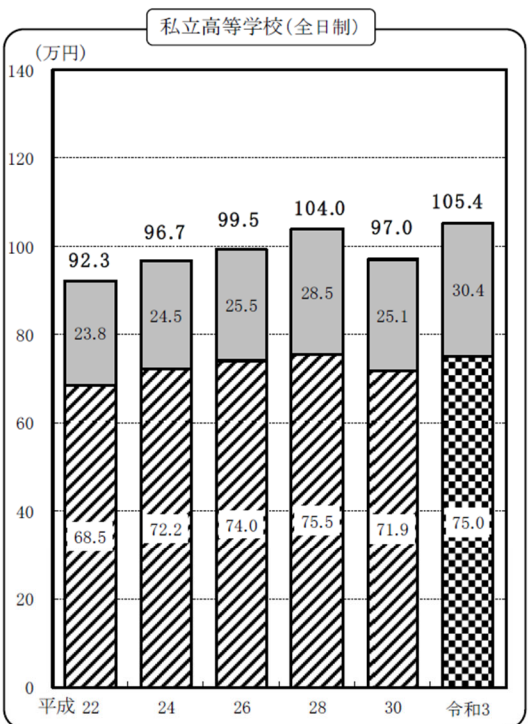
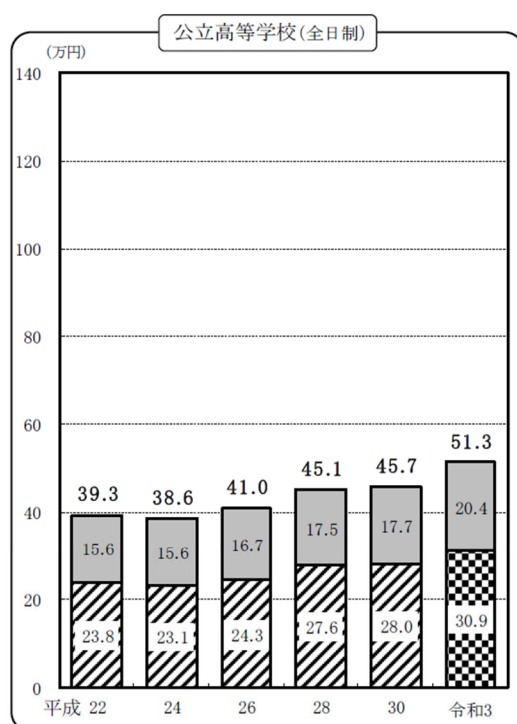
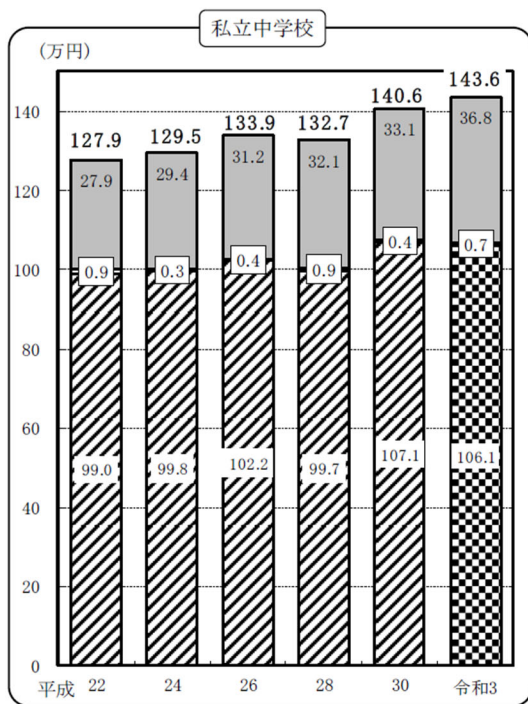
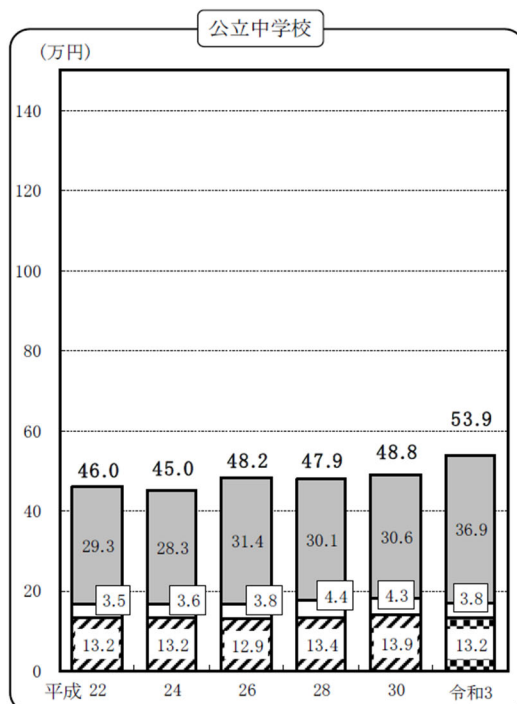
表1 学校種別学習費総額の推移

(円)

区 分	幼 稚 園		小 学 校		中 学 校		高等学校(全日制)	
	公 立	私 立	公 立	私 立	公 立	私 立	公 立	私 立
学 習 費 総 額	165,126	308,909	352,566	1,666,949	538,799	1,436,353	512,971	1,054,444
公私比率	1	1.9	1	4.7	1	2.7	1	2.1
うち学校教育費	61,156	134,835	65,974	961,013	132,349	1,061,350	309,261	750,362
構成比(%)	37.0	43.6	18.7	57.7	24.6	73.9	60.3	71.2
公私比率	1	2.2	1	14.6	1	8.0	1	2.4
うち学校給食費	13,415	29,917	39,010	45,139	37,670	7,227	…	…
構成比(%)	8.1	9.7	11.1	2.7	7.0	0.5	…	…
公私比率	1	2.2	1	1.2	1	0.2	…	…
うち学校外活動費	90,555	144,157	247,582	660,797	368,780	367,776	203,710	304,082
構成比(%)	54.8	46.7	70.2	39.6	68.4	25.6	39.7	28.8
公私比率	1	1.6	1	2.7	1	1.0	1	1.5

(注) 1 令和3年度の年額である。(以下の表において同じ。)
2 「公私比率」は、各学校種の公立学校を1とした場合の比率である。





学校教育費(～30年度)
 学校教育費(令和3年度～)
 学校給食費
 学校外活動費

表2 学年(年齢)別の学習費総額

(円)

区 分		公 立	私 立
幼稚園	3 歳	133,353	309,170
	4 歳	140,838	276,125
	5 歳	198,555	339,341
小学校	第1学年	379,539	2,136,449
	第2学年	283,211	1,402,725
	第3学年	315,794	1,519,595
	第4学年	329,198	1,592,088
	第5学年	380,774	1,683,972
	第6学年	423,506	1,664,831
中学校	第1学年	531,544	1,806,991
	第2学年	443,848	1,218,559
	第3学年	640,925	1,278,255
高等学校 (全日制)	第1学年	629,459	1,276,978
	第2学年	457,895	941,873
	第3学年	455,762	937,550

(注) 表中の網掛けは公立、私立の各学校種における学年(年齢)別の最大値を示している。